

## 一般社団法人日本ロボット学会 実用化技術賞規程

2011年3月29日理事会制定  
2011年4月19日理事会改定  
2011年11月15日理事会改定  
2012年8月2日理事会改定  
2019年4月16日理事会改定

(本規程の目的)

第1条 この規程は本会表彰委員会規程第5条に基づき、実用化技術賞の目的および選考の手続きを定めるものである。

(表彰の目的)

第2条 実用化技術賞(英文名: **Technical Innovation Award**)は、産業分野の自動化の推進や、社会生活の改善にロボット技術の研究開発成果が直接役立てられ、ロボット技術の社会への貢献が一層進むことを目的として、ロボットに関する優秀な実用化技術の開発を行った者に贈呈する。

(表彰業績の数)

第3条 表彰する技術の数は、毎年3件以下とする。ただし事情によりこれを変更できる。

(選考の対象)

第4条 選考の対象となる実用化技術は、当該年に行う本会会誌の公募に応じて応募あるいは推薦のあったもの、当該年度に選考小委員会が調査に基づき推薦するもの、および前年の選考小委員会で次年再審査対象となり再応募があったものとする。

(受賞者の資格)

第5条 本賞の受賞者は、本会の会員であることを必ずしも要しない。

(賞の内容)

第6条 実用化技術賞は、賞状、賞牌とし、原則として学術講演会で贈呈を行う。

(贈呈の発表)

第7条 前条の贈呈を行ったときは、受賞者の氏名、業績の内容等を原則として直後に発行する本会会誌に発表する。

(表彰の制限)

第8条 実用化技術賞の表彰を受けた個人は、同一年度と受賞した翌年及び翌翌年には表彰しない。

2 一つの実用化技術によって表彰を受ける個人の総数は10名以内、ただし、1団体につき5名以内、とする。団体とは、法人、あるいは法人に準ずる単位とする。

(共同提案者の扱い)

第9条 表彰の対象となる実用化技術が複数個人によるものである場合には、個人全員に賞状を贈呈し、賞牌は代表者のみに贈呈する。実用化技術が団体または複数団体によるものである場合には、個人全員に賞状を贈呈し、賞牌はそれぞれの団体の代表者(複数可)のみに贈呈する。

(選考小委員会の設置)

第10条 実用化技術賞の候補者を選考するため選考小委員会を設ける。

- (1) 委員長 副会長
- (2) 幹事 企画担当理事が正・副の幹事を担当し、委員長の指揮を受け、委員会の会務を処理する。
- (3) 委員 委員長の推薦により会長が委嘱する。委員の任期は原則2年とする。

(選考の原則)

第11条 選考は公正を旨として行う。特別の利害を有する委員は当該する選考に関与してはならない。もし、候補者に選考小委員会委員長が含まれている場合には、理事会で他の委員長を選び会長より委嘱する。その他の委員については選考小委員会委員長の判断による。

2 選考に当たっては結果が特定の分野等に片寄らないように配慮する。選考の具体的な手続きは各選考小委員会にて定める。

(推薦)

第12条 本会会長は、毎年1月に公募により候補技術の推薦を求める。

(選考対象)

第13条 本賞の選考の対象となる技術は、当該年に行う本会会誌の公募に応じて応募のあったものおよび前年の選考小委員会で次年再審査対象となり再応募のあったものとし、以下の基準をみたすものとする。

- (1) ロボット学の成果を含む技術
- (2) 応募者が主体となって研究開発した自主技術
- (3) 理論や実験に止まらず、実用的応用や製品化に結びついている技術（プロトタイプ的内容は除く）

(審査における評価項目)

第14条 選考は、以下の事項を評価する。

- (1) 実用化の程度
  - ・生産設備等作業現場への適用の程度
  - ・当該技術に基づいて生産された製品・サービスの経済的効果、市場での評価
  - ・環境、福祉、安全など社会的問題への貢献度
- (2) ロボット技術としての独創性・新規性・進歩性
  - ・査読付き学术论文、特許、実用新案などによって示される当該技術の独創性や新規性の程度
  - ・既存技術と比べた際の当該技術の進歩性によって、あるいは既存技術や要素技術を統合し、実用化の上で顕著な創意工夫を加えることによって、ロボットの応用を拡大する効果
- (3) 品質または性能の優秀さ
  - ・当該技術が発揮する効果やそれによって生産される製品が、従来の類似技術の性能を上回る度合い
- (4) 波及効果の大きさ
  - ・当該技術から派生する技術や製品が、次のロボット技術および関連する工学の発展、社会の知的基盤の拡大に寄与する度合い
  - ・当該技術が開拓する産業や市場の発展の期待度

(第1次選考)

第15条 実用化技術賞選考小委員会では、各応募技術について正1名および複数の副担当委員を選任し申請書および添付資料により審査を行う。その結果の報告を受けて、委員会において投票により第1次選考を行う。

(第2次選考)

第16条 第1次選考をパスした応募技術について選考小委員会によるヒアリングを行う。ヒアリングによる審査の後、投票によって最終候補および次年再審査候補を選定する。

(候補の選定)

第17条 選考小委員長は第6条に記す投票結果に基づき、選考小委員会の議決を経て実用化技術賞の候補および次年再審査候補を選定する。ただし、2年連続で実用化技術賞候補に選定されなかった応募技術は次年再審査候補としない。

(結果の報告)

第18条 委員長は前条の手続きにより各表彰の候補者の選考を終ったときは、選考要旨その他所要事項を添えて結果を会長に報告する。

2 特に事情のある時は選考小委員会の議決を経て前項の手続きの一部を変更して実施できる。ただし委員長は理事会に対しこの事情を報告しなければならない。

(受賞者の決定)

第 19 条 本賞の受賞者は、前条の委員長の報告に基づき、理事会の議決により決定する。

(経緯の非公開)

第 20 条 授賞に至るまでの個々の経過は非公開とする。理事および選考委員その他の関係者は、この趣旨を尊重しなければならない。

(選考小委員会の解散)

第 21 条 選考小委員会は、各表彰の贈呈が行われた時をもってその年度の任期を満了する。

(規程の改廃)

第 22 条 この規程の改廃は、企画・広報理事、実用化技術賞選考小委員長が提案し理事会の承認を得て行う。

附則

1. 本規程は 2011 年 3 月 29 日より実施する。
2. 本規程は 2011 年 4 月 19 日より改定実施する。
3. 本規程は 2011 年 11 月 15 日より改定実施する。
4. 本規程は 2012 年 8 月 2 日より改定実施する。
5. 本規程は 2019 年 4 月 16 日より「実用化技術賞規程」と改称の上、改定実施する。

本文書は「一般社団法人日本ロボット学会 実用化技術賞規程」の正文であることを確認する。

2019 年 4 月 16 日

署名

印